芳賀·宇都宮基幹公共交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の「東西基幹公共交通の実現に向けた基本方針」を踏まえ、LRTの事業 化に向けて各種専門的な検討を行うため、芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、前条の目的に従い、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) LRTの導入ルートや施設整備等、芳賀町の延伸区間を含めた整備方針に関すること。
 - (2) LRT事業の許認可に必要となる事項に関すること。
 - (3) その他、LRTの事業化に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。
- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 行政委員, 軌道運送事業者委員の任期は, 委嘱の日から検討終了の会議の日までとし, 委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは, その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するとき は、その職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 委員会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(オブザーバー)

第6条 委員会に、別表第3に掲げるオブザーバーを置く。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

- 第9条 委員会は,第2条各号に掲げる事項について,高度に専門的,かつ,技術的な検討 を行うため,必要に応じて,部会を設置することができる。
- 2 部会の組織,運営その他必要な事項は,委員長が別に定める。

(事務局)

第<u>910</u>条 委員会の事務局は、宇都宮市建設部LRT整備室及び芳賀町建設産業部都市計画 課に置く。

(その他)

第1011条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成25年11月21日から施行する。
- この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年11月12日から施行する。
- この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| MAXIT (A) O A (A) | 氏名 | 役職等 |
|-------------------|-------|-----------------------------|
| 有識者委員 | 森本 章倫 | 早稲田大学教授 |
| | 岸井 隆幸 | 日本大学教授 |
| | 望月 明彦 | 元 富山市助役 |
| | 内野 直忠 | 公認会計士 |
| 行政委員 | 荒川 辰雄 | 宇都宮市副市長 |
| | 上野 哲男 | 芳賀町副町長 |
| 軌道運送事業者委員 | 中尾 正俊 | 宇都宮ライトレール株式会社常務取締役(安全統括管理者) |

別表第2(第5条関係)

| 行政アドバイザー | 国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設企画室長 | | | |
|----------|------------------------------|--|--|--|
| | 国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長 | | | |
| | 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長 | | | |
| | 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所長 | | | |
| | 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長 | | | |
| | 国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長 | | | |
| | 国土交通省 関東運輸局 鉄道部 計画課長 | | | |
| | 国土交通省 関東運輸局 栃木運輸支局長 | | | |
| | 栃木県 県土整備部 交通政策課長 | | | |
| | 栃木県 県土整備部 道路保全課長 | | | |
| | 栃木県 警察本部 交通部 交通規制課長 | | | |

別表第3(第6条関係)

| 鹿沼市総務部企画課 | | |
|-----------------|--|--|
| 真岡市総務部企画課 | | |
| 上三川町企画課 | | |
| 益子町総務部企画課 | | |
| 茂木町企画課 | | |
| 市貝町企画振興課 | | |
| 壬生町総務部総合政策課 | | |
| 高根沢町総務企画部地域安全課 | | |
| 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 | | |
| 東武鉄道株式会社 | | |
| 関東自動車株式会社 | | |
| 東野交通株式会社 | | |
| ジェイアールバス関東株式会社 | | |
| 栃木県タクシー協会 | | |
| | | |

LRT車両部会設置要綱(案)

(設置)

第1条 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第9条に 基づき, LRT車両部会(以下「部会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 車両の設計に必要な事項に関すること。
 - (2) その他、部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 部会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。
- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 行政委員, 軌道運送事業者委員の任期は, 委嘱の日から検討終了の会議の日までとし, 委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは, その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第4条 部会に、部会長1人を置く。
- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、部会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 部会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。
- 2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、宇都宮市建設部LRT整備室及び芳賀町建設産業部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか, 部会の運営に関して必要な事項は, 部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 717771 (710 76 77 77 77 77 | 州公州工 (州 6 木 岗 | | | | | |
|----------------------------|----------------------|--------------------|--|--|--|--|
| | 氏名 | 役職等 | | | | |
| 有識者委員 | 望月明彦 | 元富山市助役 | | | | |
| | 須田 義大 | 東京大学教授 | | | | |
| | 水間 毅 | 独立行政法人交通安全環境研究所理事 | | | | |
| 行政委員 | 荒川 辰雄 | 宇都宮市副市長 | | | | |
| | 上野哲男 | 芳賀町副町長 | | | | |
| 軌道運送事業者委員 | 中尾 正俊 | 宇都宮ライトレール株式会社常務取締役 | | | | |

別表第2 (第5条関係)

| 行政アドバイザー | 国土交通省 関東運輸局 鉄道部 技術第二課長 |
|----------|------------------------|
| | 栃木県 県土整備部 交通政策課長 |